

**鳥取県告示第362号**

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項の規定に基づき、同法第42条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第41条第3項の規定により告示する。

平成21年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定した者の名称 一般社団法人八頭町シルバー人材センター
- 2 指定した者の住所 八頭郡八頭町宮谷254-1
- 3 指定した者の事務 八頭郡八頭町宮谷254-1  
所の所在地
- 4 指定に係る地域 八頭郡八頭町の全域
- 5 指 定 年 月 日 平成21年5月18日